

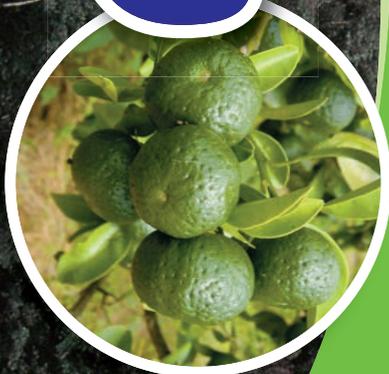


No.154

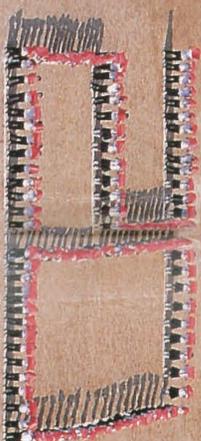
平成29年3月1日

大宜味村

議会だより



創立



周年

大宜味中学校

- 議案等の議決結果一覧……………P2～4
- 賛否分かれたもの……………P4
- 意見案第11号 反対/賛成討論……………P5～6
- 5名の一般質問……………P7～11

議 案 等 の 議 決 結 果 一 覧

平成 28 年 第 8 回臨時会

○平成 28 年 11 月 28 日の 1 日間の日程で第 8 回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

議案番号	件 名	議案等の概要	結 果
議 案 第 44 号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	沖縄県人事委員会の職員等に関する勧告に基づき、大宜味村職員の給料表等を改正する必要があるため。	原案可決 全会一致
議 案 第 45 号	平成 28 年度大宜味村一般会計補正予算(第 3 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 891 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 1,981 万円とする。	原案可決 全会一致
議 案 第 46 号	平成 28 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表歳出予算補正」による。	原案可決 全会一致

平成 28 年 第 9 回定例会

○平成 28 年 12 月 9 日～ 14 日までの 6 日間の日程で第 9 回定例会が行われ、次のとおり決定された。

議案番号	件 名	議案等の概要	結 果
議 案 第 47 号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する等の法律及び、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるため。	原案可決 全会一致
議 案 第 48 号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正する必要があるため。	原案可決 全会一致
議 案 第 49 号	大宜味村重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	老人保健法の廃止、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に基づき関係条例を改正する必要があるため。	原案可決 全会一致
議 案 第 50 号	平成 28 年度大宜味村一般会計補正予算(第 4 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,190 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 4,171 万円とする。	原案可決 全会一致
議 案 第 51 号	平成 28 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,116 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,271 万 4 千円とする。	原案可決 全会一致

議案第52号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。	原案可決 全会一致
議案第53号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。	原案可決 全会一致
意見第6号	子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書	国において、地方自治体が単独で行う窓口無料化に伴う「罰則」を廃止するとともに、全国一律の子どもの医療費に対する助成制度を創設するよう強く要望するため。	原案可決 全会一致
意見第7号	貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書	日本の子どもの貧困率は6人に1人、とりわけ沖縄県では3人に1人が貧困状態のなか、親の貧困解消のために、最低賃金の大幅な引き上げや最低保障年金制度の創設などを行うよう強く要望するため。	原案可決 全会一致
意見第8号	無料低額診療事業の保険薬局への拡充を求める意見書	生活困窮者安心して無料低額診療事業が受けられるよう、保険薬局を対象事業所とするよう求めるため。	原案可決 全会一致
意見第9号	介護保険制度の見直しに対する意見書	介護保険制度の見直しに対して、利用者本人も家族も安心して利用できる制度となるよう強く要望するため。	原案可決 全会一致
意見第10号	「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める意見書	介護保険が、利用者にとっても、利用者家族にとっても、安心して利用できる制度として信頼を高め、重症化を予防することで保険財政悪化も防げるように、「要介護1、2」などの軽度者を「保険給付から除外」する計画を中止するよう強く要望するため。	原案可決 全会一致
意見第11号	米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書	県民の尊厳を守る立場から、県外機動隊員の公務中による差別発言に対し、厳重に抗議し、県民への謝罪を強く求めるため。	可否同数 議長裁決 可決
陳情第9号	子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書	※意見案第6号 参照	採択 全会一致
陳情第10号	貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書	※意見案第7号 参照	採択 全会一致

陳情 第11号	「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書	※意見案第8号 参照	採択 全会一致
陳情 第12号	介護保険制度の見直しに対する陳情書	※意見案第9号 参照	採択 全会一致
陳情 第13号	「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書	※意見案第10号 参照	採択 全会一致

平成28年 第10回臨時会

○平成28年12月26日の1日間の日程で第10回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

議案番号	件名	議案等の概要	結果
決議案 第6号	垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ墜落事故に対する抗議決議	住民の生命、財産を守る立場から、今回のMV-22オスプレイ墜落事故に対し、関係機関へ強く抗議するため。	原案可決 全会一致
意見案 第12号	垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ墜落事故に対する意見書	※決議案第6号 参照	原案可決 全会一致

賛 成多数、少数、賛否分かれたもの

件名	結果と議員名	採決の結果	大城	新城	仲井間	金城	宮城	前田	安里	吉濱	東	平良
			佐一	一智	宗利	勇	辰徳	孝	重和	覚	武久	嗣男
第9回臨時会 意見案第11号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書		議長裁決 可決 可 否 同 数	×	欠	×	○	×	○	×	○	○	—

○：賛成 ×：反対 退：棄権と意思表示しての退場 欠：欠席

平成28年 第9回(12月)定例会

意見案第11号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への
県外機動隊員による差別的発言に対する意見書

反対 討論① (大城 佐一 議員)

意見案第11号に対して、反対の立場で討論を行います。

先月、ある議会で賛成多数で可決された意見書を見て、ヘリパッド建設反対者の言動に唖然としました。その意見書の一部を読み上げますと、ヘリパッド建設をめぐる反対住民の言動がエスカレートし、現場は混乱状態であることが県議会本会議や委員会で明らかとなった。その内容は、反対派による警察官及び沖縄防衛局職員に対する次のような発言からも明白である。1、お前は心がゆがんでいるから顔もゆがんでいる。2、米軍の犬、政府の犬、安倍の犬、デブ、豚、熊。3、お前ら、顔を覚えているからまちで会ったら覚えておけ、死んでいるから。4、次、会ったときは殺し合いのけんかだ。お前の顔と家族の顔をネットで世界にアップしてやる。孫の代まで呪ってやるからな。5、お前の家はわかっているぞ。横断幕を設置してやる。お前らは犬だから言葉はわからないだろう。6、お前が戦争に行って死ぬ。7、火炎ビンや鉄パイプで戦う方法もある。8、俺は死ぬときは一人では死なないからな。9、まちを歩くときは後ろに気をつけろ、ばかやろう。よそ者が何しに来たか、くそつたれ、帰れ。などの発言がある。これは100以上ある反対者の言動の中の一部であります。こうした警察官の人格、尊厳を傷つける発言は問題とせず、警察官の発言のみを取り上げることは余りに一方的と言わざるを得ない。各種の反対運動を行う権利は保障されているとはいえ、異常な事態が続いていることは看過できない。

私、個人的にも何事もなく、いきなり自分に土人と言われたら黙っていません。また、許すことができません。しかし、先ほど述べたようなヘリパッド建設反対者の言動があったことにもかかわらず、これまで何一つ取り上げられることなく、土人発言だけがひとり歩きし、ピンポイントだけをクローズアップし、前後の言動、行動はどうだったのか。何一つ見えないことに大変疑問を感じ、本意見書に賛成ですとは到底言えない。

議員各位の皆さん、先ほど述べたヘリパッド建設反対者の言動があなたに言われたらどう思いますか。黙っていますか。今現在、取り上げられていることが本当に民主主義なのか。そして先ほどの言動が民意の意思なのか、大変残念に思えてなりません。本意見案に、本村議会は県民の尊厳を守る立場からとありますが、9月議会でも述べたように、議会を無視し、議員の尊厳を踏みにじった行動はどう思いますか。到底容認することはできない。本意見書の提出者の中には、前述の言動を聞いたことがあると認めています。人の足下はよく見えて、自分の足下は見えない、見ない。この行動は看過できるものではありません。

ヘリパッド建設現場における警察官による土人発言は、不適切なものでもあった。この件に関し、沖縄県警察本部も10月19日に謝罪し、当の警察官も処分された。不当な差別的な言動はいかなるものに対してもあってはならない。私は、決して不当発言をした人を擁護するわけではない。公正、平等な社会を望む一人として反対の討論といたします。

賛成 討論① (吉濱 覺 議員)

意見案第 11 号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書について、賛成の立場で討論を行います。

現場で警備に当たる県外機動隊員は、言動が録音、録画されて、拡散される可能性をあらかじめ知り得た状況下で発信された。土人なる言葉は、売り言葉に買い言葉の偶発的な発言とは違い、より強い確信を持って繰り出された。録画上等の挑発の暴言にある。しかも、土人は意味内容からして特定個人に向けられた罵倒ではない。むしろ、沖縄県民全般を対象として発せられた侮辱の意味を、強い意味を持っている。土人は1つの民族なり、1つの集団として侮辱する差別の意味合いから沖縄差別として受け取られる。

一機動隊員の不心得から出てきた偶発な暴言ではなく、本土から公務をあびてやってきた機動隊員が沖縄の住民を土人と呼んだ今回の事件は、沖縄の置かれている地政学的な位置と沖縄の人々が侵略や切り捨てなどを受けた歴史を踏まえて考えるなら、単に不適切な表現の問題として片づけられる話ではない。

よって、本意見書を採択していただきますよう、各議員の賛同を求め、賛成討論といたします。

反対 討論② (安里 重和 議員)

意見案第 11 号 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に抗議する県民への県外機動隊員による差別的発言に対する意見書について、反対の立場で討論をいたします。

去る 10 月 18 日、高江ヘリパッド建設に反対する県民に県外機動隊員が土人、シナ人発言は不適切、また差別的発言であり、人権の上からも疑問視される問題である。この件に関し、沖縄県警察本部も 10 月 19 日に謝罪し、当機動隊員も処分された。

しかしながら、現場の報道からも見てわかるように、ヘリパッド問題をめぐる反対派県民と機動隊員の衝突は次第にエスカレートしている。現場は混乱状態で双方とも譲らず、平行線をたどり、お互いに感情的になっており、土人、シナ人発言はその状況から発せられた言葉ではないか。反対派県民は、機動隊員に対し、やくざとかフラー、フリムン、ディキランヌー、お前は心がゆがんでいるから顔もゆがんでいる。米軍の犬、政府の犬、安倍の犬、デブ、豚、熊など、まだまだ数多くの暴言を発言している。国頭村の採石場入り口付近では、反対派県民が歩道両サイドを占領し、小学校へ通う子供たちから怖いとの話を聞き、学校へ登校できるよう道をあげてくださいと願い出た国頭村議会議員には、名指しでお前はばかやろうと罵声を浴びせ、この子供をここへ連れてこいなど暴言発言、すぐそばには新聞記者もおりました。また、ヘリパッド建設に従事している建設業者を名指しで横断幕に書き、誹謗中傷の言葉も確認されている。

このようなことはないがしろにして、一方のみを大きくクローズアップし、あおり報道をするマスコミにも問題があるのではないか。このような問題を放置しながら、県外機動隊員の言葉のみに過剰に反応した意見書には賛成できない。議員各位の賛同を申し上げまして、反対討論といたします。

企業支援工場への アカシツタイ湧水 からの取水の件は



前田 孝
議員



問

去る12月1日の新聞報道によると、上原区から原状回復が求められ、さらに4日には地権者との未契約問題の報道がされており、今後の企業活動が危惧される。取水計画から現在までの上原区及び地権者との経緯について説明されたい。

宮城村長

先ずは、村民や郷友会に心配をかけたことに対して深くお詫びしたい。

本件は、平成23年4月から当時の村三役と区長や区の幹部と協議をして進めてきた事業である。

上原区常会に活用の要望を行い、大方、活用についてよしとする意見ということので、平成24年6月から北部振興事業として実施計画に着手している。交渉相手からは土地使

問

用承諾書に記名、捺印をもらっているが、金額の件で土地の契約には至っていない。

村長が変わると地方自治法

第159条、同施行令124条に基づき事務引き継ぎがされるわけだが、その中にこの記載があるのかどうか。副村長は、この事業計画当時担当課長であったが、現在の所感を聞きたい。

宮城村長

上原区との取水については無く、地権者との同意が得られてない旨の件だけはある。

島袋副村長

残念であるし、憤りも感じる点もある。

口頭であっても同意されたというのはある。契約書がな

問

いというのは事実であり、反省もしているが、新聞報道にある同意なしでの事業の進め方ではなかったということは絶対言えると思う。

口頭ではあるが、区と地権者の合意を得ているというのが村当局の考えだと思うが、行政行為としては書面上で交わすべきであったと指摘をしておきたい。今後の対応策について聞きたい。

宮城村長

新たな水源地確保の調査をしているが、確定するまでの間の使用について地域振興の継続の観点からお願いをしている。できるだけ早い時期に新たな水源地の確保をし、決して企業には迷惑をかけない形でやっていきたい。

国体開催記念碑 建立を塩屋湾に



大城 佐一議員

問

昭和62年9月に海邦国体として全国一巡目の締めくくりと沖縄県の復帰十五周年を記念する大会として「一人一役万人が主役」を合言葉に、又平成22年8月に「美ら島沖縄総体二〇一〇」として二大会とも塩屋湾で開催された。

国民のスポーツの祭典となつて広く国民に普及し、健康増進と体力の向上を図り地方文化の発展にも寄与している国民大会でもあり、開催後三十年にもなり記憶も遠のく中、村が国体を開催した経緯・意義を未来永劫そして子々孫々まで語り伝える為に是非記念碑の建立が必要と思うが村の考えをお伺いする。

宮城村長

本村では夏季大会漕艇競技が行われ、本県選手はほとん

問

ど村出身で、村民の多くが役員・民泊や演技に関わり、まさに一人一役万人が主役そのもので全国の選手団が塩屋湾に集い開催された。沖縄県での競技の発祥地として語り継ぐうえでも記念碑の建立は必要と考えており、建立時期について推進方法を検討していきたい。

今でも交流は繋がっているし、三十年たった今まで大事な大会が何の形跡もないのかと思ひ、記念碑には出場した高校名を記載し、塩屋湾で開催されたことを消すことなく建立の目的に沿うようお願いする。

宮城村長

建立については、当時の村長からも是非建立してほしい

という要望も常に受けており、協会とも調整しながら早急に対応したいと思う。

神里総務課長

当時民泊で泊まった高校生の子供が役場に見えて、その家庭の誰かに会いたいたいと言ひ民泊家庭に連れて行ったことがあり、まだ繋がっていると申した。ほぼ仮設で、全然形がない今、記念碑があればそれも非常にいいことではないかと思う。



第42回国民体育大会夏季大会
漕艇競技会
開催日 昭和62年9月20日～23日
開催場 塩屋湾漕艇競技場



仲井間 宗利 議員

江洲地内農道整備について



問

江洲地区は、生活圏内に東村地番があり、経済基盤（農産物等）の出荷もJ A大宜味支店に出荷している状況であり、当該農道が東村港原地番にある為、整備されていない状況である。当該農道が、旧移住地事業の範囲内にあることから村に要望してきたが、現在整備されていないことから、劣悪な状況で、サトウキビ生産等に支障をきたしている。

平成26年度大宜味村行政懇談会においても要望してきたが、3点について伺う。

①行政懇談会の回答に隣村と調整して事業実施に向けて進めていくとあるが、その後どうなっているのか。

②いつ頃実施可能なのか伺う。
③サトウキビ生産に支障

をきたしており整備を要望する。

宮城村長

①、②については、当農道については今年6月に江洲区長より整備の要望を受け、状況を確認しており、7月に東村農業委員会へ出向き、土地の状況調査を行いました。農道用地につきましても、農林水産省の財産となつているため、関係機関と協議し対応しなければなりません。

③については、製糖期に向けてハーベスター、トラック等が安全に通れるように関係機関との調整をしながら、農家の皆さんとも調整し、対応を図っていきたいと思う。

できることでしたら、今回の北部振興事業の中で公共事業が少し積み上げが足りないこともあつて、東村と調整を

して両方で北部振興事業を使った農道整備、江洲移住地の後処理という形で国のほうに要望したらどうかという話も出ており、対応が可能なのか、これから内閣府との予算交渉の中で実現可能かどうか出てくるかと思う。

集落地内の道路については村に登記されていないが、崩れ地があつた場合、村の事業で整備をしている。



金城 勇議員

村立公民館の設置及び管理に関する条例を問う

問

①第3条においては、村は当該行政区に対して予算の範囲内において経費の一部を補助することができる。とあるが、補助したことがあるのか。
②第4条において、公民館に非常勤の館長を置き、そのほか、公民館主事、書記その他の職員を置くことができる。とあるが、実情に合っているのか。
③第5条において、審議会を置くことができる。とあるが、審議会は置かれているのか。
④第6条において、審議会の委員は教育委員会が委嘱する。とあるが、委員を委嘱したことがあるのか。

米須教育長

①平成19年度までは、消防設備保安委託料を村が負担していたが、喜如嘉区に委託管理しているのであれば管理者

問

が負担すべきということ、平成20年度からは負担していない。②喜如嘉区に管理委託されており、教育委員会が処理することは好ましくないと判断である。③④審議会は現在行われていない。平成16年度までは社会教育委員も兼ねて審議会が行われていた。

村立・それ以外の公民館について運営や維持管理について研究し検討する必要があると思うがどう思うか。審議会については、積極的に導入して公民館事業の充実を図っていったらと思うか。

米須教育長

この条例は喜如嘉の公民館だけに適用されるもので、他

問

の16字は、全く切り離して考えなくてはいけない。今後審議会みたいなものをやるとなると17の字の公民館に該当するような条例・規則を整備する必要があると感じている。

公民館については、実情に合った取組み、条例のあり方、規約のあり方を社会教育、学校教育、生涯教育を含めたものを整理していく必要があると思うが、どう思うか。

米須教育長

区長あたりをお願いして、例えば県の公民館での協議会があるのでその研修会等と一緒に参加して各区で生涯学習のような事業ができないかどうか考えている。



吉濱 覺 議員

人材育成と 教育振興を問う



問

村立小中学校のテニスコートやコートブラシの設置、プール建設についての考えと進捗状況の説明を求めます。

米須教育長

テニスコートと他の部分については、開校前からちゃんと議論をして詰めて、開校に間に合わすという当たり前のことと思うが、出来なかったという悔いがある。今後は、学校、PTA保護者と十分検討をしながら進めていきたい。

山城教育課長

旧喜如嘉小学校のプールは、PTA作業、また台風時に負担も増えていたので、現計画は水面上の日除けネットを張れるようワイヤーを常設し、ネットを一方に引き寄せて操作が出来る方向で計画を

している。

産業振興を問う

問

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界遺産推薦地域連絡会議が開催されている。課題リストによると、世界自然遺産の価値を持続的に確保しつつ産業との調和・振興を図るため、関連産業が行う環境対策に対して支援を行うことが、削除されている。事業に対して支援が必要と思われるが、どのように考えるか。

宮城村長

事業を提起した事業主体が取り下げたため、課題リストから削除したとのことである。

問

村は残すと主張すべきではないか。

福地企画観光課長

3村で観光連携や世界遺産に向けての連携事業が動いているので、その中で事業提案があれば、支援策を模索しながら補助事業導入を考えていきたい。

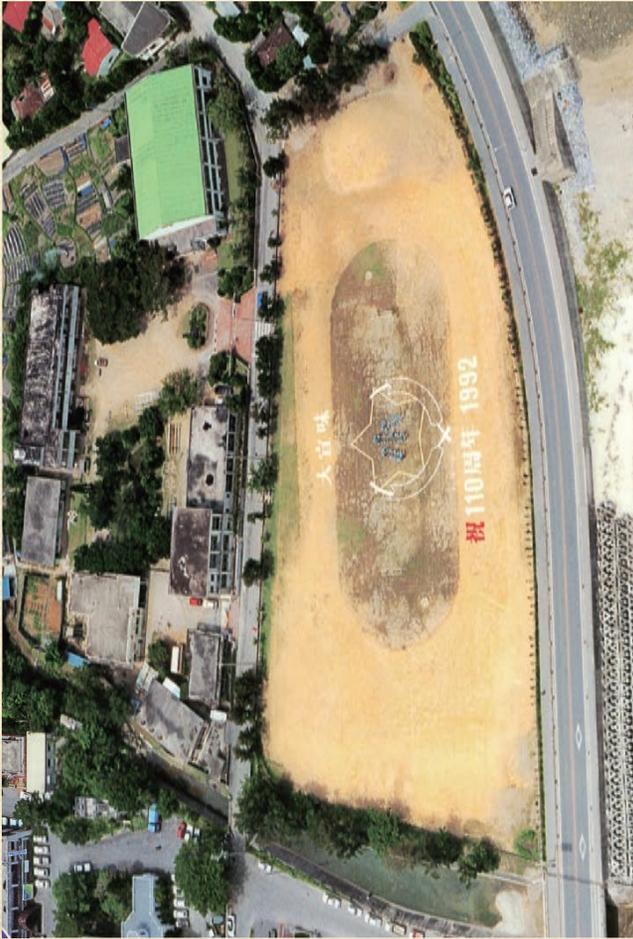
問

シークワサーによる医薬品や酒の開発が模索されている現実があるが、村はどのように連携をとり産業振興を図るか。

宮城村長

今、医薬品や酒に活用する研究されていることは聞いている。これが本当に実現できるならば当然、村行政として積極的に進めていく気持ちがある。

想い出の学び舎



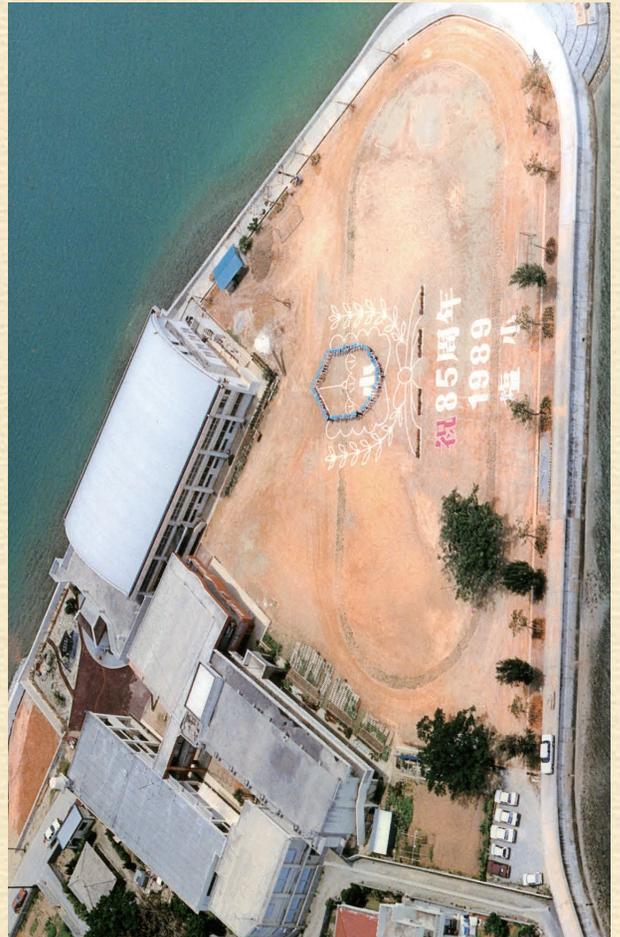
旧大宜味小学校 (110周年記念写真)



旧津波小学校 (80周年記念写真)



旧喜如嘉小学校 (100周年記念写真)



旧壠屋小学校 (85周年記念写真)

※詳しい内容については、各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください。



- 発行/大宜味村議会 〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地
- 編集/議会広報常任委員会 TEL (0980) 44-3117 FAX (0980) 44-3344
- 印刷/大宮印刷 〒905-0011 沖縄県名護市宮里1丁目2-6-2 TEL (0980) 52-1607